岩手県監査委員告示第24号

監査結果の公表(平成29年岩手県監査委員告示第34号)により公表した監査の結果に対する措置について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定により岩手県知事から通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

平成30年5月15日

岩手県監査委員 小 野 共 岩手県監査委員 千 葉 伝 岩手県監査委員 寺 沢 剛 岩手県監査委員 沼 田 由 子

- 1(1) 監查対象機関名 商工労働観光部経営支援課
 - (2) 監査実施日
 - ア 予備監査実施日 平成29年7月19日
 - イ 本監査実施日 平成29年8月29日
 - (3) 監査結果の公表の日 平成29年9月29日
 - (4) 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
補助金返還金の違約金の徴収に当たり、調定を行ってい	補助金返還金の徴収に当たっては、当該事業者の財務状
ないものが12件、185,040円あったので、適正な事務の執行	況が、「債権の管理に関する規則第18条第1号」の「無資
に努められたい。	カ又はこれに近い場合」に該当することから、違約金を徴
	収しないこととして整理を行った。
	今後は、納付の遅延が懸念される事業者の財務状況の把
	握を行い、適正な事務の執行に努めることとした。

- 2(1) 監査対象機関名 商工労働観光部ものづくり自動車産業振興室
 - (2) 監査実施日
 - ア 予備監査実施日 平成29年7月14日
 - イ 本監査実施日 平成29年8月23日
 - (3) 監査結果の公表の日 平成29年9月29日
 - (4) 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
物品の管理に当たり、備品管理一覧表を整理していない	備品の管理に当たっては、備品管理一覧表の再整理を行
ものがあったので、適正な事務の執行に努められたい。	った。
	今後は、新たに写真一覧表及び備品管理チェック表を作
	成し、確実な現物確認の徹底及び決裁ラインにおいての備
	品の管理状況が把握できるよう、組織的なチェック体制の
	強化を図り、適正な事務の執行に努めることとした。